



鳥取県公報

平成17年 7月26日(火)
第 7 7 0 6 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (2件)(573・574)(中部総合事務所県民局)..... 1
	土地改良区の役員の退任(575)(日野総合事務所農林局)..... 2
	応急入院指定病院の指定(576)(障害福祉課)..... 2
	高病原性鳥インフルエンザに関する検査の実施(577)(畜産課)..... 3
	一般国道の区域の変更(578)(道路企画課)..... 3
	一般国道の供用の開始(579)(＃)..... 4
	自動車専用道路の区域の指定(580)(＃)..... 4
	収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更(581)(会計管理室)..... 4
内水面漁 管委告示 調達公告	コイの持ち出し等を禁止する水域の範囲(10)..... 5
	一般競争入札の実施(出納室)..... 5
	一般競争入札の実施(警察本部会計課)..... 7

告 示

鳥取県告示第573号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成17年9月5日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成17年 7月26日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

- 1 申請のあった年月日
平成17年 7月 5日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人 サカズキネット
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
前田 六仁
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

倉吉市南昭和町59

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、地域社会に対して自然保護、環境、社会資本整備等豊かなまちづくりを啓蒙し、提言し、地域の人々に対し、未来指向のライフスタイル実現を図ることを目的とする。

6 定款の変更事項

役員の任期

鳥取県告示第574号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の定款は、平成17年9月8日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成17年7月26日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

1 申請のあった年月日

平成17年7月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 未来

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

岸田 寛昭

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

倉吉市宮川町188 - 9

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は広く地域住民を対象にして、青少年の育成、福祉の向上、スポーツ・文化活動への参加等に関する事業を行うと共にまちづくり事業等に参加し、地域社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

6 定款の変更事項

表決権等

鳥取県告示第575号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり江府町土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成17年7月26日

鳥取県日野総合事務所長 狩 野 宏

退任した役員の氏名及び住所

理 事 筒井 章年 日野郡江府町大字美用1603

平成16年12月27日退任

鳥取県告示第576号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第33条の4第1項の規定に基づき応急入院指定病院を指定したので、次のとおり告示する。

平成17年 7月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指 定 期 間
独立行政法人国立病院機構鳥取医療センター	鳥取市三津876	平成17年 7月14日から 平成20年 3月31日まで

鳥取県告示第577号

高病原性鳥インフルエンザに関する検査を次のとおり実施するので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第5条第1項の規定に基づき、その対象となる家畜又はその死体の所有者に対して当該検査を受けることを命ずる。

平成17年 7月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 実施の目的

県内における高病原性鳥インフルエンザの発生を予防するため

2 実施する区域

県下全域

3 実施の対象となる家畜又はその死体の種類及び範囲

(1) 対象家畜

鶏（採卵鶏に限る。）

(2) 実施範囲

無作為抽出した県内の採卵鶏飼養農場（採卵鶏を1,000羽以上飼養しているものに限る。）11戸

4 実施の期日

平成17年 7月29日から同年 9月16日まで

5 検査の方法

(1) 血清抗体検査（寒天ゲル内沈降反応）

(2) その他必要な検査

鳥取県告示第578号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成17年 7月26日から 2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成17年 7月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

路線名	変 更 前後別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)

183号	変更前	日野郡日南町丸山字上ミ河原2203地先から同郡日野町福長字吹ノ原中道下夕1618 - 1地先まで	13.0 ~ 43.0	5,721.0
		日野郡日南町丸山字下モ河原177 - 1地先から同郡日野町福長字吹ノ原中道下夕1620地先まで	9.7 ~ 105.0	4,604.0
	変更後	日野郡日南町霞字代ノ前10 - 1地先から同郡日野町福長字吹ノ原中道下夕1620地先まで	8.0 ~ 33.8	5,520.0
		日野郡日南町丸山字上ミ河原2203 - 1地先から同郡日野町福長字吹ノ原中道下夕1618 - 1地先まで	9.7 ~ 134.2	4,805.0

鳥取県告示第579号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり一般国道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成17年7月26日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成17年7月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

路 線 名	区 間	供用開始の期日
183号	日野郡日南町丸山字上ミ河原2203 - 1地先から同郡日野町福長字吹ノ原中道下夕1618 - 1地先まで	平成17年7月26日

鳥取県告示第580号

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の2第2項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路の区域を指定するので、同条第4項の規定により告示する。

その関係図面は、平成17年7月26日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成17年7月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

道路の種類	路 線 名	指定する道路の部分	指定する期日
一般国道	183号	日野郡日南町丸山字下モ河原177 - 1地先から同郡日野町福長字吹ノ原中道下夕1620地先まで	平成17年7月26日

鳥取県告示第581号

鳥取県収入証紙規則（昭和39年鳥取県規則第17号）第12条第3項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成17年7月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

指定番号	名 称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
62	山陰合同銀行岩美支店	所在地	岩美郡岩美町大字浦富712 - 8	岩美郡岩美町大字浦富1040 - 53	平成16年5月17日
313	J A M神鋼J F E機器労働組合	名称	J A M神鋼機器工業労働組合	J A M神鋼J F E機器労働組合	平成17年4月1日

内水面漁場管理委員会告示

鳥取県内水面漁場管理委員会告示第10号

平成17年鳥取県内水面漁場管理委員会告示第2号に基づき、コイの持ち出し等を禁止する水域の範囲を次のとおり定める。

平成17年7月26日

鳥取県内水面漁場管理委員会会長 山 崎 賀 津 雄

- (1) 鳥取市河原町曳田の佐貴橋より下流の千代川本流に係る千代川水系の河川（千代川本流より西側のものに限る。）及びそれに接続するすべての用水路
- (2) 鳥取市の湖山池

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年7月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

- (1) 調達物品の名称及び数量
除雪トラック2台
- (2) 調達物品の仕様
入札説明書による。
- (3) 納入期限
平成17年12月16日（金）
- (4) 納入場所
入札説明書による。
- (5) 入札方法
契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1

円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

- (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成16年鳥取県告示第998号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格を有するとともに、その資格区分が車両に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成17年8月12日(金)午後5時までに4の(1)の場所に提出すること。

- (3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。
- (4) 平成17年7月26日(火)から同年9月6日(火)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県出納局出納室

4 入札手続

(1) 問合せ先

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県出納局出納室用度担当

電話 0857 - 26 - 7432

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で交付する。

(3) 入札説明会の日時及び場所

平成17年8月5日(金)午後2時

鳥取県出納局出納室入札室(鳥取県庁本庁舎1階)

(4) 郵送による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に郵送すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成17年9月6日(火)午後2時(ただし、郵送による入札書の受領期限は、同日正午までとする。)

鳥取県出納局出納室入札室(鳥取県庁本庁舎1階)

5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成17年8月19日(金)午後5時までに提出しなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。）第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased : 2 Snow removal trucks

(2) August 19, 2005 5 : 00 PM : Time - limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) September 6, 2005 2 : 00 PM : Time - limit for submission of tenders

September 6, 2005 Noon : Time - limit for submission of tenders by registered mail

(4) Contact Point for the notice : Accounting Division, Bureau of the Treasury Tottori Prefectural Government

1 - 220 Higashi - machi Tottori - shi 680 - 8570 Japan

TEL : 0857 - 26 - 7432

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成17年7月26日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 調達内容

(1) 借入物品等の名称及び数量

ア 借入物品 鳥取県警察放置駐車違反処理システム 一式

鳥取県警察放置駐車違反管理システムに係る装置 一式

イ 購入物品 鳥取県警察放置駐車違反管理システムに係る装置のソフトウェア 一式

鳥取県警察放置駐車違反管理システムに係るプログラム 一式

(2) 借入物品等の仕様

入札説明書による。

(3) 借入期間

平成18年2月1日から平成23年1月31日まで

(4) 納入期限

平成18年1月31日(火)

(5) 納入場所

入札説明書による。

(6) 入札方法

入札金額は、(1)に掲げる物品に係る1月当たりの単価の合計額を記載すること。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 入札書の提出の日までの間に、平成16年鳥取県告示第998号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加者資格のうち、リース又はレンタルに係るものを有すること。

(3) この公告に示した物品を納入期限までに納入場所に納入することができる者であって、当該物品の納入後、保守、点検、修理その他のアフターサービスを納入先の求めに応じて速やかに提供できるものであること。

(4) 平成17年7月26日(火)から同年9月9日(金)までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成7年7月17日付出第157号)第3条の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

4 入札手続等

(1) 問合せ先

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271
鳥取県警察本部警務部会計課予算係
電話 0857-23-0110 (内線2225)

(2) 入札説明書の交付方法

(1)の場所で平成17年7月26日(火)から同年8月2日(火)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

(3) 郵便による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)により、(1)の場所に郵送すること。

(4) 入札及び開札の日時及び場所

平成17年9月9日(金)午後1時30分(ただし、郵便による入札書の受領期限は、同月8日(木)午後5時までとする。)

鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の競争入札参加資格に適合すること及び納入しようとする

物品が入札説明書に示す仕様に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成17年8月24日(水)午後3時まで提出しなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として1の(6)で定める金額に60月を乗じた金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第13条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として1の(6)で定める金額に60月を乗じた金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第17条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札の無効

2の競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札並びに会計規則、この公告及び入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be leased :

- An illegally parked parking violation processing system, 1 set
- An illegally parked parking violation system of administration, 1 set

Nature and quantity of the products to be purchased

- Software to depend on An illegally parked parking violation system of administration, 1 set
- A program to hang in An illegally parked parking violation system of administration, 1 set

(2) August 24, 2005 3:00 PM : Time - limit for submission of documents for qualification confirmation

(3) September 9, 2005 1:30 PM : Time - limit for submission of tenders

September 8, 2005 5:00 PM : Time - limit for submission of tenders by registered mail

(4) Place of contact for the notice : Finance Division, Tottori Prefectural Police Headquarters

1 - 271 Higashi - machi Tottori - shi 680 - 8520 Japan

TEL 0857 23 0110 ex.2225

